

# 入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和 3 年 5 月 1 2 日

国立研究開発法人水産研究・教育機構  
水産資源研究所 管理部門長 銭谷 弘

## 1. 調 達 内 容

- |              |   |
|--------------|---|
| (1) 調達件名及び数量 | 福島県南部海域用船調査及び試料採取業務一式   |
| (2) 調達仕様     | 入札説明書による。   |
| (3) 業務期限     | 入札説明書による。   |
| (4) 業務場所     | 入札説明書による。   |
| (5) 入札方法     | 金額及び相<br>該金と<br>当該捨<br>税する<br>に当り<br>費用あ<br>り0<br>金額を<br>、者1<br>た金額<br>は業の<br>れた金<br>者事分<br>さし数<br>札税0<br>載算端<br>入免1<br>記加の<br>、か1<br>にをそ<br>でるの<br>。書額<br>、のあ<br>額と<br>札るは<br>るで金<br>こ<br>入す<br>きす<br>者望<br>る<br>、当<br>とと<br>業希<br>す<br>は相<br>る格<br>事約<br>載<br>てに<br>あ価<br>税契<br>記<br>つ0<br>が札<br>課た<br>に<br>た1<br>数落<br>るっ<br>書<br>当の<br>端て<br>係も<br>札<br>に分<br>のっ<br>に積<br>入<br>定0<br>満も<br>税見<br>を<br>決0<br>未を<br>費、<br>額<br>札1<br>円)消<br>方ず<br>金<br>額に<br>金地<br>問す |

## 2. 競 争 参 加 資 格

- |  |  |
|--|--|
| (1) 国立研究開発法人水産研究・教育機構契約事務取扱規程(平成13年4月1日付け13水研第65号)第12条第1項及び第3条の事務規定に該当しない者 | 13年4月1日付け13水研第65号)第12条第1項及び第3条の事務規定に該当しない者 |
| (2) 平成31年3月31日現在、国の研究開発業務に携わっている者  | 平成31年3月31日現在、国の研究開発業務に携わっている者              |
| (3) 国立研究開発法人水産研究所に格付されている者   | 国立研究開発法人水産研究所に格付されている者                     |
| (4) 暴力団員に属する者  | 暴力団員に属する者                                  |

## 3. 入 札 説 明 書 等 の 交 付 方 法

- |       |       |
|-------|-------|
| 競争入札の | 競争入札の |
| ①     | ①     |
| ②     | ②     |
| ③     | ③     |

## 4. 入 札 説 明 会 の 日 時 及 び 場 所 等

2020年5月28日(金) 12時00分

## 5. 入 札 の 日 時 及 び 場 所 等

- |                         |                                 |
|-------------------------|---------------------------------|
| (1) 入札の日時及び場所           | 令和3年5月28日(金) 12時00分<br>川奈立水産研究所 |
| (2) 郵便による入札書の受領期限及び提出場所 | 令和3年5月28日(金) 12時00分<br>川奈立水産研究所 |

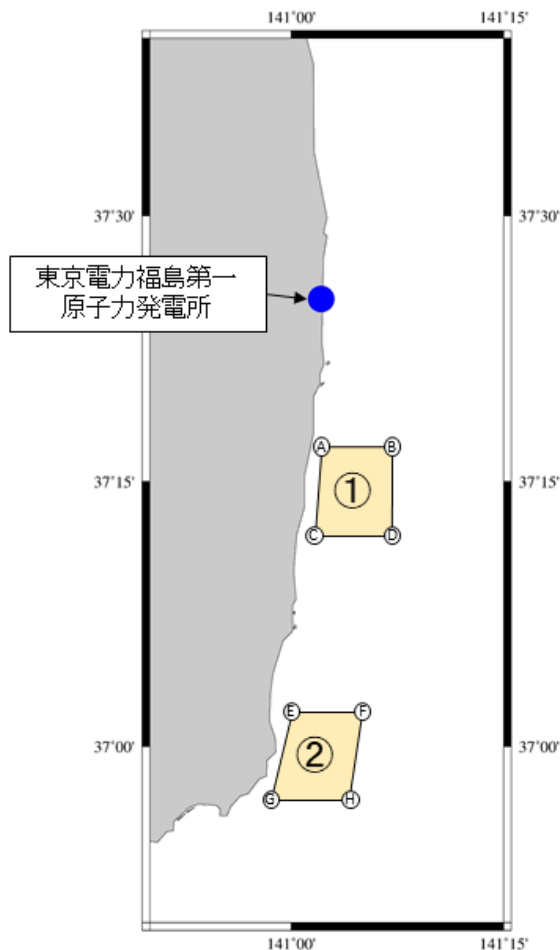


# 業務仕様書

1. 件名 福島県南部海域用船調査及び試料採取業務
2. 業務目的 本業務は令和3年度「海洋生態系の放射性物質挙動調査事業」遂行のため、放射性物質濃度の測定対象となる福島県南部海域の主要な底魚類を含む海産生物試料を、船舶で採取する事を目的とする。
3. 業務場所 福島県南部海域（別紙1参照）
4. 業務期間 自) 令和3年 7月1日  
至) 令和3年 12月31日
5. 業務内容
  - 1) 本業務は福島県南部海域において別紙の通り調査区域①および②を設定し、7月、9月、11月に刺し網による用船調査操業を各一回実施する。（2地点×3回＝計6回の操業）
  - 2) 本業務において調査区域①および②で操業に使用する船舶は、水深50m程度までの根魚類および底魚類を採取するために、各海域で固定刺し網による操業が可能な小型船舶2隻までとする。
  - 3) 各船舶は水産資源研究所の担当者より指示された目標魚種を採取する為の操業を指定された調査区域内の任意の点で行う。調査点および調査に用いる網の種類は目標魚種の漁獲を最優先とし、操業時の魚群の分布状況や海況等を考慮して各船舶で判断する。刺し網一回の操業あたり10反程度を使用することとする。
  - 4) アイナメ、シロメバル、ヒラメ、カレイ類などの底魚類を目標魚種として調査操業を行う。魚類および頭足類（イカ・タコ類）の漁獲物は1回の操業で1種あたり50kgを上限とし、その他の海産生物（ウニ類、カニ類、ヒトデ類等）は1種あたり5kgを上限として確保する。この時、通常は漁獲対象とならない小型の個体も廃棄せずに確保する事（震災後に生まれた海産生物の汚染状況を把握する上で貴重な試料となるため）。
  - 5) 帰港後、漁獲物の魚種名と採取日時、採取海域の位置情報（緯度経度）、水深（メートル表記）を専用の調査用紙に記入し、当日中に水産資源研究所放射能調査グループ宛てにFAXを送信する。
  - 6) 試料は魚種別にまとめて氷と共に発泡スチロール箱に梱包し、ヤマト運輸の着払い伝票にて、水産資源研究所放射能調査グループあてに冷凍便で発送する。また輸送時に試料が水につからない様、同梱の氷は必ず厚手の袋などで包むか、専用の保冷剤を使用する事。尚、運送費は当所にて負担することとする。

- 7) 調査操業の実施日時は協議の上で担当職員が指定する日とし、調査操業に使用する船舶についてはそれぞれ調査日の1週間前までに、船舶名等の船舶情報を提示すること。
  - 8) 操業や試料発送のために必要な燃料代及び消耗品等は請負者にて負担することとする。
6. その他 詳細については担当職員の指示に従うものとする。

別紙1 福島南部海域の調査区域



(1) 固定式刺し網による調査

- ・ 区域① 点 A：北緯 37 度 17 分 0 秒、東経 141 度 02 分 00 秒  
点 B：北緯 37 度 17 分 0 秒、東経 141 度 07 分 00 秒  
点 C：北緯 37 度 12 分 00 秒、東経 141 度 01 分 30 秒  
点 D：北緯 37 度 12 分 00 秒、東経 141 度 07 分 00 秒  
以上の 4 点に囲まれた海域。及び
- ・ 区域② 点 E：北緯 37 度 02 分 0 秒、東経 141 度 00 分 00 秒  
点 F：北緯 37 度 02 分 0 秒、東経 141 度 05 分 00 秒  
点 G：北緯 36 度 57 分 00 秒、東経 140 度 58 分 30 秒  
点 H：北緯 36 度 57 分 00 秒、東経 141 度 04 分 00 秒  
以上の 4 点に囲まれた海域。

ただし、両海域とも港則法区域、港湾区域を除く。